

西東京みどり保育園 重要事項説明書

コメントの追加 [A1]: 一般的に、園名は「西東京みどり保育園」に修正しています。

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人たつの子の会
事業者の所在地	東京都羽村市五ノ神二丁目6番地20号
事業者の連絡先	電話番号 042-555-3791
代表者氏名	理事長 武田 美代子

コメントの追加 [A2]: 一般的に、所在地は〇丁目〇番(または番地)〇号に修正しています。

(2) 施設の概要

種別	保育所							
名称	西東京みどり保育園							
所在地	東京都西東京市緑町二丁目15番12号							
連絡先	(電話番号) 042-462-6261 (FAX番号) 042-462-4200							
施設長氏名	園長 武田 美代子							
開設年月日	平成18年 4月 1日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	9人	15人	18人	20人	24人	26人	112人
		※生後57日目(産休明け)から受け入れ						
施設の目的 当園の基本理念・方針	<p>[施設の目的] 児童福祉法に基づき、乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。また、西東京市からの委託事業として一時保育事業を行う。</p> <p>[法人の基本理念] 共に生きる ～子どもと 保護者と 職員と 地域の人たちと 育ち合い 学びあい 喜びを分かちあう～</p> <p>[保育目標] -心身の健康- 心身ともに健康で、意欲的に活動できる子 心から笑える子 目を輝かせて物事に向かえる子 -自立と自尊心- 自分のことは自分ででき、友だちを思いやれる子 命を大切にする子 自信と優しさに満ちた子 -自己実現と自己肯定- 自分の力を発揮し、あきらめずに挑戦する子 最後までやりぬく子 自分の力を信じられる子</p>							

コメントの追加 [A3]: 東京都に手続きするため、第11号様式や運営規程同様、認可定員の記載にしています。

	<p>－豊かな心と感性－ 豊かな感性と理性で、物事を深くとらえ、自分の考えが出せる子 嫌なことは「イヤ」といえる子 創造性豊かな子</p> <p>[保育方針] 子どもの健康と成長に最も大切なことは、 「よく食べ」「よく遊び」「よく眠る」ことです。</p> <p>[食事（給食）について] アレルギーのある子もない子も同じものを。 ～卵は一切使用しません～ 和食中心で、出汁（ダシ）をしっかり効かせ、 味は薄味にします。素材の味をしっかり感じられる子どもになっ て欲しいと願います。</p>
--	--

(3) 施設の概要

敷 地	敷地全体	1133. 67 m ²
	園 庭	373 m ²
園 舎	構 造	R C 造 2 階建
	延 べ	819. 71 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	2 室	0 歳児室, 1 歳児室 計 97. 43 m ²
保育室・遊戯室等	4 室	2, 3, 4, 5 歳児室、遊戯室、一時保育室 計 249. 84 m ²
調理室	1 室	46. 1 m ²
医務室	1 室	5. 5 m ²
便所	1 室	42. 04 m ²

コメントの追加 [A4]: 遊戯室、一時保育室を追加しました。
※東京都の審査で一時保育室の記載が不要とされた場合は、再度修正させていただきます。

(5) 職員体制（令和 5 年 4 月 1 日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長（園長）	1 人	1 人	0 人	園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
主任保育士	1 人	1 人	0 人	主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

保育士（パート含）	24人	16人	8人	保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
栄養士（調理員）	6人	3人	3人	栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
看護師	1人	1人	0人	看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。
事務	1人	1人	0人	事務員は、児童の入所、退所に関する事、保護者の家庭状況に関する事、職員の労務管理、などを行う。
嘱託医	1人	0人	1人	嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、保護者への相談・指導を行う。

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕： 6時 ～ 8時
	保育短時間	朝： 7時 ～ 8時30分 夕： 4時30分～8時
開所時間	月～金曜日	午前 7時00分～午後 8時00分
	土曜日	午前 7時00分～午後 8時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
延長保育料金	（標準時間保育）		300円/時間
	保育時間：18：00～20：00	1歳以上	200円/補食・1回

コメントの追加 [A5]: 「上乗せ徴収」から「延長保育料金」に修正させていただきます。

	(短時間保育) 保育時間： 7:00～8:30 16:30～20:00	1歳以上	300円/時間 200円/補食・1回
実費徴収	給食費 ※免除の方は西東京市より通知	3～5歳児	6,000円/月
	観劇(森は生きている)	年長	3,000円程度
	お泊り保育料(年長)	園内	2,000円程度
	お泊り保育料(年長)3泊4日	園外	15,000円程度

コメントの追加 [A6]: 私立保育所になるため、給食費の規定を修正しました。

(8) 提供する特定教育・保育の内容

①散歩・外気浴をはじめ、自然の中で思いきり外遊びをする
②リズム遊び等身体全体を使って活動する
③離乳食・幼児食・おやつなど、発育に必要な栄養が十分摂れるようにする
④早寝・早起きで快食・快眠 健康な身体を養う

(9) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式, 入園・進級をお祝いする会, 鯉掴み
5月	こどもの日の会, クラス懇談会(1～5歳児クラス)
6月	親子遊ぼう会, じゃがいもほり, 園内お泊り保育(年長)
7月	七夕の会
9月	引き取り訓練, お月見の会
10月	運動会, 秋刀魚パーティー, 芋ほり, 鮭祭り・焼き芋会
11月	秋祭り, 大根掘り
12月	餅つき会, クリスマス会
1月	鏡開き, 七草, みそ仕込み, 七福神めぐり(年長)
2月	節分の会, 餅つき・雛あられ作り
3月	親子リズム会, ひな祭り会, お別れ遠足(4,5歳児クラス), 卒園式

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ お子さんの状況によって慣らし保育を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。 ・ 極力保護者の方の負担にならぬよう工夫してまいります。年に1、2回は遠足などのためにお弁当の持参をお願いする場合があります。年長児クラスは園外活動が増えるのでお弁当の回数も増加する場合があります。 ・ お子さんの服装については、保育において危険とならぬよう、また、お子さんが活動しやすいようご協力をお願いする場合があります。

(11) 嘱託医

医療機関の名称	ひばりが丘やまね小児科アレルギー科
医院長名	山根 慎治
所在地	東京都西東京市谷戸町二丁目1番41号 ひばりが丘南メディカルスクエア 1F
電話番号	042-469-3636

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	堀齒科医院
医院長名	堀 明宏
所在地	東京都西東京市田無町五丁目8番10号
電話番号	042-466-4182

(13) 緊急時における対応方法

保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保育の提供により事故が発生した場合は、市 保育課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

【管轄する消防署】

消防署名	西東京消防署
所在地	東京都西東京市中町一丁目1番6号
電話番号	042-421-0119

【管轄する警察署】

警察署名	田無警察署
所在地	東京都西東京市田無町五丁目2番5号
電話番号	042-467-0110

(14) 非常災害対策

防火管理者	福岡 聖
消防計画届出年月日	平成 26 年 3 月 31 日
避難訓練	毎月 1 回 救急手当法：年 1 回 消防署員指導：年 1 回
防災設備	学校 110 番 警備システム（セコム）
避難場所	広域避難所：西東京市いこいの森公園
緊急時の連絡手段	「コドモン」のお知らせ一斉配信にて保護者へ連絡
主な対策	園長または防火管理者は、非常その他緊迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策を立て、少なくとも毎月 1 回入所児童及び職員 の避難及び消火訓練を行います。

(15) 虐待防止のための措置

虐待防止のための 対策	<p>1 園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。</p> <p>(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備</p> <p>(2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止</p> <p>(3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施</p> <p>(4) その他虐待防止のために必要な措置</p> <p>2 園は、保育中に、当園の職員又は保護者（園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市幼児教育・保育課、児童相談所等適切な機関に通告します。</p>
----------------	---

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	園長補佐 主任	酒井 典子 大樂 沙也加
相談・苦情解決責任者	園長	武田 美代子
第三者委員	民生委員・児童委員	肥沼 秀子（042-464-2575）
	NPO 法人子どもアミーゴ西東京	佐藤 文俊（090-1859-3795）

【要望・苦情等への対応方法】

保護者等の要望・苦情については、保育園はクラス担任、相談・苦情受付担当者である園長補佐・主任保育士、相談・苦情解決責任者である園長が対応し、解決に向けて最善を尽くします。

合わせて第三者委員は保護者等の要望・苦情について話を聞き、保育園と保護者等の間にたって解決に向けて最善を尽くします。

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険
保険の内容	普通傷害保険
保険金額	死亡・後遺障害 100万円，入院保険日額 1,500円

	通院保険日額 1,000円
保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	幼稚園・保育園賠償責任保険
保険金額	1億円／1名 500万円／財物

(18) 個人情報の取り扱い

個人情報に関する基本的な考え方

西東京みどり保育園では、取得した利用者の皆様の個人情報を、お子さんの健やかな成長・発達のため、またご家庭での健全な育児のためにのみ使用し、他の目的には一切使用いたしません。

また、当園では、保育園が継続して適切な保育を実施するためには、保護者の皆様との連携を基盤とし、さらには他の福祉関係機関および医療や保健分野などの諸機関とも手を携えていく必要があると考えています。従いまして、上記の目的の範囲内においてのみ利用者の皆様に関する必要な情報をこれらの機関と共有しながら、適切な保育を実施していきたいと考えますので、ご理解の程宜しくお願い致します。

◆写真・ビデオ撮影について

当園では、写真撮影やビデオ撮影がお子さんの健やかな成長・発達のため、またご家庭での健全な育児に役立つものと考え、必要に応じて撮影を行います。撮影した写真やビデオは、保育室等への掲示や配布を行うことがありますので、予めご了承ください。

なお、写真への記録や掲示を望まない保護者の方は、事前、事後にかかわらず申し出て頂くことで、関係する部分の消去を行い、掲示や配布も控えさせていただきます。

◆研修・事例研究会等での個人情報の利用について

当園では、保育実践の研究や園内研修で個々の事例を取り扱う場合がありますので、ご了承ください。また、西東京みどり保育園関係者以外に事例を提示する場合には、個人が特定されないよう識別可能な情報を消去し、匿名化して提示致します。

=保護者の皆様へお願い=

当園では、上記の通り個人情報と非個人情報を常に整理しながら、個人情報の適切な保護を

図りつつ、保育に関連する情報の適切な利用を行ってまいります。保護者の皆様におかれましても、上記取り扱いの主旨を十分にご理解いただき、ご家庭で撮影された写真・ビデオはもとより、入手した如何なる個人情報や写真・ビデオもむやみに第三者に提供したり、インターネット・SNS上に公開しないでください。保育園内の写真・ビデオ撮影は禁止です。

(19) その他保護者に説明すべき事項

当園では、子どもの健康・発育発達の増進のため、保育方針として、リズム遊び、年間を通じての沐浴やシャワー、年間を通じてのお散歩、を行っています。また、環境に応じて（可能な範囲で）裸足保育を推進しています。さらに、保護者の方とお子さんの状況を共有し、十分に理解・納得を得た上で、歩行が始まった時期から布パンツを使用する場合があります。